

筆界特定をした旨の公告

下記の筆界特定の手続について、筆界特定をしたので、不動産登記法第144条第1項の規定により、公告する。

令和7年3月19日

徳島地方法務局 筆界特定登記官

記

筆界特定手続の表示

手続番号	令和6年第22号
対象土地	徳島市南二軒屋町三丁目11番3 徳島市南二軒屋町三丁目11番3先道
手続番号	令和6年第23号
対象土地	徳島市南二軒屋町三丁目11番3 徳島市南二軒屋町三丁目1264番4